

<p>検討事項</p>	<p>【任意事項】 自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲について (法第 78 条第 2 項)</p>
<p>概 要</p>	<p>1 前提</p> <p>(1) 改正個人情報保護法（以下「法」という。）における自己情報の開示請求では、不開示情報とされている情報であっても、情報公開条例（以下「公開条例」という。）の規定により開示することとされている情報であれば、条例で定めれば開示情報とすることができるとしています。</p> <p>(2) また、法で不開示情報とされていない情報であっても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報で、 ②公開条例において開示しないこととされているもののうち、 ③公開条例との整合性を確保するために不開示にする必要があるものについては、条例で定めれば不開示情報とすることができます。 <p>(3) 別紙 2 により、法と公開条例を比較すると、次の点について整理が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書きハと、公開条例第 7 条第 1 号ただし書きウの公務員等の職務遂行に係る情報 ② 法には規定がないが、公開条例第 7 条第 5 号に規定する法令等の規定による情報 <p>2 公務員等の職務遂行に係る情報</p> <p>(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報を不開示情報としていますが、ただし書きハにおいて、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の<u>職及び職務遂行に係る内容</u>に係る部分については、不開示とはならないと規定しています。</p> <p>一方、本市公開条例第 7 条第 1 号は、個人に関する情報を不開示情報としていますが、ただし書きウにおいて、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の<u>職、氏名並びに職務遂行の内容</u>に係る部分は、不開示とはならないと規定しています。</p> <p>(2) 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、次の見解を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 78 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報を不開示情報としていますが、ただし書きイにおいて、「法令」の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、不開示とはならないと規定している。 ・ 上記「法令」には条例が含まれるため、公開条例において公務員の氏名について、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又

	<p>は公にすることを定めている場合には、ただし書きイに該当するものとして不開示情報から除外されると考えられる。</p> <p>3 法令等の規定による情報</p> <p>(1) 本市公開条例第7条第5号は、法令の規定により、明らかに公開することができないとされている情報を不開示情報と規定しています。 一方、<u>法では、同様の規定は設けられていません。</u></p> <p>(2) 委員会は、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常、法第78条第1項各号の不開示情報の類型に該当するものと考えられ、当該情報が法第78条第1項各号のいずれの不開示情報に該当するかを実質的に判断する必要があるとしています。</p>
<p>実施機関 の考え方</p>	<p>委員会の見解を踏まえると、改正法と本市公開条例との間で不開示情報の範囲について調整を行う必要性はないものと考えます。</p>

行政機関情報公開法	
	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p>
個人に関する情報	<p>一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>
行政機関被識別加工情報等	<p>一の二 省略</p>
法人等に関する情報	<p>二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
国の安全等に関する情報	<p>三 省略</p>
公共の安全等に関する情報	<p>四 省略</p>
審議、検討等に関する情報	<p>五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
事務又は事業に関する情報	<p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>

	個人情報保護法	吹田市情報公開条例
	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p>
個人に関する情報	<p>一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p>	<p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</u></p>
法人等に関する情報	<p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにその他の公共団体を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>イ 市民生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報</p>
国の安全等に関する情報	四 省略	
公共の安全等に関する情報	五 省略	
審議、検討等に関する情報	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	<p>(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の機関若しくはその他の公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの</p>
事務又は事業に関する情報	<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p>(4) 市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であつて、その性質上公開することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務</p> <p>イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業</p> <p>ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）</p>
法令秘情報		(5) <u>法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報</u>